

令和6年度大崎市地域防災計画の修正について

【地震災害対策編・風水害等災害対策編・原子力対策編】

【目次】

- | | |
|----------------|-----------|
| 1.地域防災計画の改正概要 | ・・・ P2 |
| 2.各編における修正ポイント | ・・・ P3-P8 |

地域防災計画の改正概要

1. 災害対策基本法の改正，防災基本計画の修正を踏まえた修正

- (1) 災害対策基本法の一部改正に伴う避難情報の変更
- (2) 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

2. 宮城県地域防災計画の修正を踏まえた修正

- (1) 第5次被害想定調査による被害予測の変更

3. 感染症対策や令和6年能登半島地震を踏まえた修正

- (1) 避難所運営における避難者の衛生管理や避難スペースの確保
- (2) 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設の確保等

4. 大崎市の災害の記録，施策の進展等を踏まえた修正

- (1) 「令和4年7月15日から16日にかけての大雨による災害」の災害履歴への追加
- (2) 災害対応業務のデジタル化（DX）の推進，大崎市総合防災情報システム（防災ポータル）の追加
- (3) 関係機関，自主防災組織等からの意見，助言

《第 1 編 総則》

「第 1 節 計画の目的と構成」

○第 3 計画の修正

・ 1 災害対策基本法の一部改正の概要

(4) 避難勧告・避難指示の一本化等

⇒避難情報の包括的見直し（避難勧告の廃止，緊急安全確保の新設）

(5) 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

⇒避難行動要支援者に対する個別避難計画について市町村の努力義務化について記載

・ 5 令和 7 年3月改訂版の概要

⇒本修正版の概要について記載

「第 3 節 大崎市の地勢と災害要因，災害記録」

○第 4 過去における災害の概要

・ 2 風水害災害

⇒「令和 4 年7月 1 5 日から 1 6 日にかけての大雨による災害」に関する記載を追加

《第2編 震災対策編》

～第1章 震災対策の総則～

「第1節 地震被害想定」

○第1 地震被害想定調査結果の概要

⇒第五次地震被害想定調査の記載

「第2節 市民，自主防災組織，事業所等の役割」

○第2 自主防災組織の役割

・5 自主防災組織等による避難所の開設と運営

（6）一時避難所の運営で配慮する点

⇒十分な避難スペースの確保について記載

～第2章 災害予防対策～

「第2節 震災に強い郷土づくり」

○第1 土砂災害予防対策

・1 土砂災害防止対策の推進

⇒土砂災害危険箇所を土砂災害警戒区域等の文言へ修正

「第8節 情報通信網の整備」

○第1 本市における通信施設の現況

・4 大崎市総合防災情報システム・大崎市防災ポータル

⇒令和6年4月より運用を開始している本市システム記載の追加

《第2編 震災対策編》

「第10節 相互応援体制の整備」

○第1 相互応援協定の締結等

・1 相互応援協定の締結等

(4) 受入れ体制の整備

⇒ 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定し、施設等のリスト化に努める旨の記載を追加

「第11節 緊急輸送体制の整備」

○第2 緊急輸送体制

・1 緊急通行車両の確認申出

⇒ 緊急通行車両の事前届出を廃止し確認申出へ変更

「第14節 避難収容対策」

○第2 避難所等の確保

・2 避難所等の運営・管理

(8)パーティション、段ボールベッド、快適なトイレ等の衛生状態の把握に努める旨の記載を追加

(11)在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める旨の記載を追加

(12)車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める旨の記載を追加

《第2編 震災対策編》

「第15節 食料、飲料水及び生活物資等の確保」

○第3 飲用水を除く家庭用水の確保

⇒災害時防災協力井戸の登録推進

「第17節 要配慮者・外国人・観光地等の旅行者対策」

○第1 要配慮者への対策

・2 要配慮者への対策

（4）避難行動要支援者の個別避難計画の作成

⇒計画の作成に努めるとともに個別避難計画の適正な管理、効果的利用等について記載

《第3編 風水害等災害対策編》

～第1章 風水害等災害対策の総則～

「第1節 過去に発生した大規模災害」

○第5 令和4年7月15日から16日にかけての大雨による災害

⇒「令和4年7月15日から16日にかけての大雨による災害」に関する記載の追加」

～第2章 災害予防対策～

「第1節 風水害に強い郷土づくり」

○第1 水害予防対策

・12 流域治水の推進

⇒河川管理者等が主体となって行う治水事業の充実・強化，流域全体での治水対策の記載を追加

～第3章 災害応急対策～

「第1節 防災気象情報の伝達」

○第2 防災気象情報の伝達周知

⇒基準等の見直し（別表）

※その他，総則編及び震災対策編と共通での文言修正（外国語⇒多言語，婦人防火クラブ⇒女性防火クラブ等）

《第4編 原子力災害対策編》

～第1章 総則～

「第1節 計画の目的」

⇒東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の経験を踏まえた計画の策定について記載

「第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」

⇒「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 P P A : Plume Protection Planning Area) 」の文言削除